越生町指定給水装置工事事業者の
申請についてのご案内

新規指定の申請及び指定の更新申請

と各種届出について

令和８年４月

越生町水道課

はじめに

私たちが水道事業に対しての基本的な理念となるのは水道法です。

水道法は、「清浄」「豊富」「低廉」という水道事業の基本理念を定め、水道事業体のあるべき姿と、水道事業に係る国、行政（水道事業体）、指定給水装置工事事業者、製造者、第三者機関、そして、需要者のそれぞれの係わりの指標として存在しているものです。

平成８年の水道法の改正は、それまでの水道法とは違い、安全でおいしい水の供給、災害に強い水道の構築といったことが事業基盤と考え、技術の進歩、多様化する給水用具の進歩の流れの中、規制緩和による水道事業形態の大きな変化を踏まえた改正でした。

この改正により、指定給水装置工事事業者制度が法的に規定され、給水装置工事主任技術者が国家資格として位置付けされ、給水装置における構造材質基準を国が明確にしたことで、各水道事業体においても供給規程の改正を行い、指定給水装置工事事業者制度、給水装置工事主任技術者、構造材質基準をそれぞれ規定されました。

水道法第１４条で、水道事業体において供給規程を定めることにより、その供給規程の中で構造材質基準に準じた給水装置工事の施行を規定し（水道法第１６条）、さらに、その構造材質基準に準じた施行方法を供給条件とし、適切にその給水装置工事を施行できる者を指定給水装置工事事業者として指定をし、その指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事を供給条件として規定できることを明文化されました。（水道法第１６条の２）

また、この指定要件についても言及し、指定を受けようとする者の申請により行うこととし、申請手続きの統一を行うため、申請書の様式とその他申請に要する事項を規則に定められました。（水道法第２５条の２）

さらに、指定の基準についても、給水装置工事の施行に必要かつ十分な技術力を保持していることを主たる要件として、事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任すること、一定の機械器具を有していること、一定の欠格要件に該当していないこと等を全国一律の要件とされました。（水道法第２５条の３、２５条の４、及び同法施行規則第１８条、第１９条、第２０条、第２１条）

このことから、指定給水装置工事事業者の新規申請を行う皆様にあっては、所定の様式により必要事項、提出書類を添えて給水装置工事を行う越生町の当該水道事業者に申請していただきたいと思います。

結びにあたり、申請にあっては自らの位置付けを理解し、責務を遵守していただきますよう加えてお願い申し上げます。

また、当該指定給水装置工事事業者になられた際には、各変更等の届出の義務（水道法第２５条の７）、事業基準の厳守（水道法第２５条の８）に努められますようお願い申し上げます。

越生町水道事業者
越　生　町　長

目　　次

１　新規に指定を申請するみなさまへ　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

２　給水装置工事主任技術者の選任又は解任、指定事項の変更の届出　・Ｐ６

３　指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出　・・・・・・・Ｐ９

４　指定給水装置工事事業者の指定の更新　・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10

５　申請書及び各届出の記入例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ14

６　申請書及び各届出の様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ22

７　指定更新時確認事項の記入例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ32

８　指定更新時確認事項の様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ36

■　申請・届出を受ける場所とお問い合わせ先

越生町役場　水道課

（担当）　施設整備担当

（住所）　〒350-0423

埼玉県入間郡越生町大字大満６２９番地

ＴＥＬ　０４９-２９２-３００２

ＦＡＸ　０４９-２９２-６０４４

ＥMail　suidoutown.ogose@cc.wakwak.com

営業時間　　８：３０～１２：００

１３：００～１７：１５

（土日、休日、年末年始を除く）

申請、届出の受付は随時行っています。

なお、ＦＡＸ、郵送、Ｅメールでの受付はしていませんので、必ず窓口までお越しください。

また、申請していただく書類等は越生町独自のものがございますが、ご理解ご協力をお願い致します。

（注）本文での文言の定義は以下のとおりとします。

１　「法」とは水道法をいう。

２　「施行規則」とは水道法施行規則をいう。

３　「事業者規則」とは越生町指定給水装置工事事業者規則をいう。

４　「指定工事事業者」とは越生町指定給水装置工事事業者をいう。

５　「主任技術者」とは給水装置工事主任技術者をいう。

１　新規に指定を申請する事業者のみなさまへ

１－１　指定給水装置工事事業者とは？（法第１６条の２）

指定給水装置工事事業者とは、水道事業者から給水区域内で供給規程のあった給水装置工事を適正に施行することができると認められ、その指定を受けた者をいいます。

また、「給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものであることを供給条件とすることができる」と定めています。

このことから、水道事業者の給水区域内において、給水装置工事を施行しようとする場合は、この指定を受けていないと工事を行うことができません。

指定にあっては、その基準（法第２５条の３）に適合している場合は必ず指定を受けることができます。

（１）指定の申請

受付期間　＞　指定の新規申請については随時受け付けています。

受付場所　＞　越生町　水道課

受付時間　＞　８：３０～１２：００、１３：００～１７：１５

（土日、休日、年末年始を除く）

指定年月日及び　＞　詳しい日程は、受付窓口にてご確認ください。

指定証の交付

（２）申請する事項（法第２５条の２、事業者規則第４条）

① 氏名又は名称及び住所（本店所在地）並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名。

② 当該給水区域内において給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地（本店のみの場合は本店)。

③ それぞれの事業所で選任されることとなる主任技術者の氏名及び交付を受けている免状の交付番号。

④ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数（施行規則第２０条及び事業者規則第４条第２項第３号)。

⑤ 事業の範囲（登記事項証明書に記載されている事業の範囲をすべて記載してください)。

（３）指定の基準（法第２５条の３、事業者規則第５条）

① 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。

② 国土交通省令で定める（施行規則第２０条）機械器具を有する者であること。

施行規則第２０条、事業者規則第５条第１項(2)で規定する機械器具

ア）金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ）やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ）トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ）水圧テストポンプ

③ 次のいずれにも該当しない者であること。

イ　心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

ロ　破産手続開始決定を受けて復権を得ない者

ハ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

ニ　法第２５条の１１（事業者規則第８条）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ヘ　法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

以上の要件に適合していると認められるときは指定を受けることができます。

（４）指定を受けるための手続き（法第２５条の２、施行規則第１８条から２２条、事業者規則第４条）

【申請に必要なもの】

■申請書類	
1	指定給水装置工事事業者指定申請書（施行規則様式第１）
2	機械器具調書（施行規則別表）
3	誓約書（施行規則様式第２）
※	給水装置工事主任技術者選任解任届出書（施行規則様式第３）

※　指定された日から２週間以内の提出となりますので申請日ではありません

!!　訂正箇所が発生した場合は、修正液を使用せず、二重線を引き必ず訂正印を押印してください。

■提出する書類（添付書類）各１部		
1	法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し	原本、発行日から３ヶ月以内のもの
2	法人の場合は定款の写し	直近のもの 「原本の写しに相違ない旨の原本証明」をしてください。
3	給水装置工事主任技術者免状の写し（Ａ４） ※指定を受けた日から２週間以内に届出	様式第３に記載した方、全員の分の免状の写しを添付してください。
4	越生町水道課から事務所、資材置場、残土置場までの案内図	
5	事務所、資材置場、残土置場の写真	
6	他の市町村で指定を受けている場合はその写し	
7	土木関係の資格があればその写し	土木施工管理技師等

※　訂正箇所が発生した場合は、修正液を使用せず、二重線を引き必ず訂正印を

押印してください。

申請書類に必要事項を記入のうえ、提出書類を添えて申請してください。
訂正箇所が発生した場合は、修正液を使用せず、二重線を引き必ず訂正印を押印してください。

（５）指定までのながれ

申請書の提出　＞　水道法、事業者規則に基づき水道課へ申請します。
審　　査　＞　指定の基準を満たしているか、書類に不備はないかを審査します。
手数料の納付　＞　指定給水装置工事事業者申請手数料を納入します。
１０，０００円（指定証交付時に納入）
指　　定　＞　申請手数料を納入し、指定要件を満たしていれば、指定されます。
指定証書の交付　＞　指定証を受けとります。
公　　告　＞　水道課が指定工事事業者として指定されたことを公告します。（法第２５条の３）
主任技術者の選任　＞　指定を受けた日から２週間以内に選任の届出をします。

■　指定の申請についてのイメージ

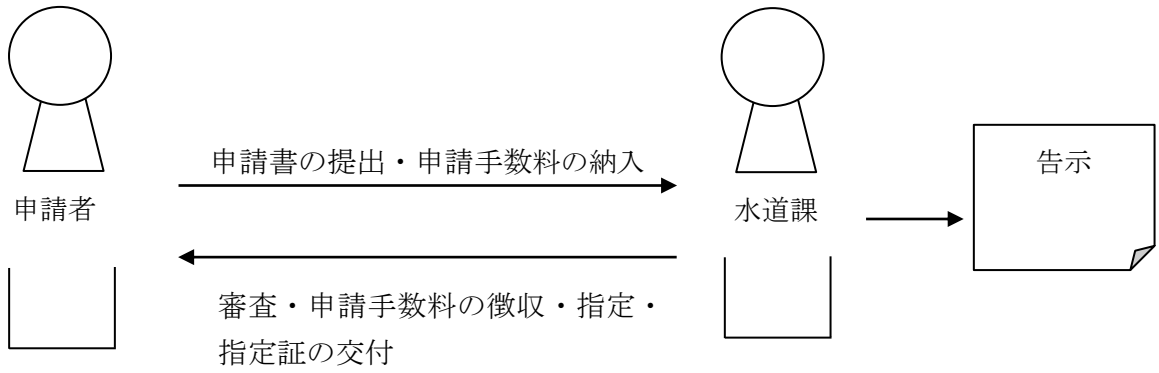

（６）指定までのながれ

《申請書》

①　日付は申請書を提出する日を記載してください。
②　「申請者」の記入についての注意事項
【法人の場合】
ア　「氏名又は名称」の欄には、登記事項証明書に記載されている本店の名称を記載してください。

イ　「住所」の欄には、登記事項証明書に記載されている本店の住所を記載してください。

ウ　「代表者氏名」の欄には、登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名を記載してください。

エ　「印」には、社印、代表者印を押印してください。

【個人の場合】

ア　「氏名又は名称」の欄には、屋号となるものを記載し、名称がない場合は個人の氏名を記載してください。

イ　「住所」の欄には、住民票の住所を記載してください。

ウ　「代表者氏名」の欄には、個人の氏名を記載してください。

エ　「印」には、個人印を押印してください。

③　「役員」の記載についての注意事項

【法人のみ】

ア　「役員」の欄には、有限会社、株式会社の場合、登記事項証明書に記載されている役員（会社法第３２９条）代表者取締役、取締役、会計参与及び監査役、全員の役職、氏名及びフリガナを記載してください。

イ　合名・合資会社では、業務執行社員の氏名及びフリガナを記載してください。

④　「事業の範囲」の記載についての注意事項

給水装置工事の事業を行うものであることを確認するために、定款若しくは登記事項証明書に記載されている「目的」をすべて記載してください。

⑤　「事業所」の記載についての注意事項

ア　当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の所在地は給水区域内にある必要はありません。

イ　「当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称」、「上記事業所の所在地」、は越生町のホームページや工事事業者一覧表等の掲載事項となるので、「事業所の名称」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「ファックス番号」を必ず記載してください。

⑥　「事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者」の記載についての注意事項

事業所ごとに選任を予定している主任技術者の氏名及びフリガナ、主任技術者免状の交付番号を記載してください。

複数の事業所を有する場合は、事業所ごとに選任を予定している主任技術者について記載してください。

選任を予定している主任技術者が複数の事務所を兼務する場合、水道課と十分協議してください。

また、他の指定事業者と兼務になる場合も、同様に水道課と十分な協議を行い、指示を受けてください。

《機械器具調書》

① 「年月日現在」は、申請日を記載してください。

② 給水装置工事を「切断」、「加工」、「接合」、「漏水の確認」といった４種に大別し、それぞれに使用する機械器具を記載してください。

施行規則第２０条に規定されている切断用「金切りのこ」、加工用「やすり」、「パイプねじ切り器」、接合用「トーチランプ」、「パイプレンチ」、漏水の確認用「水圧テストポンプ」は、それぞれ４種に分類し、各１台以上記載してください。

また、型式、性能は記入できる範囲で記入し、必ず４種の範囲で記載してください。それ以外のものを記入することは避けてください。

《誓約書》

① 誓約する日付も申請日を記載してください。

② 「申請者」は、申請書に記載した申請者を記載してください。

「誓約書」は、法人にあっては役員全員が法第２５条の３に該当しないことを誓約するものであるため、代表者が全員の誓約をします。

２ 給水装置工事主任技術者の選任又は解任、指定事項の変更の届出

２－１ 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出について（法第２５条の４、施行規則第２１条・第２２条）

指定工事事業者は、事業所ごとに、技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。この選任は、指定工事事業者の指定を受けた日から２週間以内、また、選任した主任技術者が欠けるに至ったときも同様に選任を行わなければなりません。

この選任について、指定工事事業者は、「給水装置工事主任技術者を選任、解任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない」と定めています。（法第２５条の４）

※主任技術者が欠けるに至った場合は、「指定の取消し」要件となりますので、ご注意ください。

なお、指定後に指定申請事項に変更が生じた場合は、速やかに水道課に変更届出書等を提出してください。

（１）主任技術者の選任又は解任の手続き（施行規則第２２条、事業者規則第１２条）

【届出に必要なもの】

■届出書		
1	給水装置工事主任技術者選任解任届出書　（施行規則様式第３）	
■提出する書類（添付書類）		
1	選任時のみ、主任技術者免状の写し	主任技術者免状の交付番号等を確認するため

（２）届出を要する事項および届出の期限

① 新たに指定を受けたとき　＞　指定工事事業者の指定を受けた日から２週間以内

② 選任した主任技術者が欠けるに至ったとき　＞　当該理由が発生した日から２週間以内

③ 選任した主任技術者を解任したとき　＞　遅滞なく届け出てください。

④ 主任技術者を追加して選任したとき　＞　遅滞なく届け出てください。

（３）その他留意事項

① 指定工事事業者が主任技術者を選任する場合は、事業活動の本拠たる事業所ごとに、給水装置工事の技術上の統括者となる主任技術者を選任しなければなりません。

② 主任技術者がその職務を行うにあたり、特に支障がないときは、同時に複数の事業所について一人の主任技術者が兼任することもできます。

その際、水道課と十分協議のうえ、選任してください。

また、当該指定事業者が同一の主任技術者を選任することで他の指定事業者と兼務になる場合も、同様に水道課と十分な協議を行い、指示を受けてください。

２－２　指定事項の変更の届出について（法第２５条の７、施行規則第３４条）

指定工事事業者は、「事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない」と定めています。

（1）指定事項の変更の届出

【届出に必要なもの】

■届出書	
1	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書　（施行規則様式第１０）
■提出する書類（添付書類）	
1	氏名又は名称及び住所の変更の場合には、個人の場合は、住民票の写し、法人にあっては定款及び登記事項証明書
2	法人にあっては、代表者の氏名及び役員の氏名の変更の場合は、登記事項証明書及び誓約書（施行規則様式第２）
3	給水装置工事主任技術者の氏名及び交付番号の変更の場合は、免状の写し

※　定款の写しを提出する場合は､それが原本の写しに相違ない旨の原本証明をしてください。

※　住民票の写しについては、原本、発行日から３ヶ月以内のもの。

（2）届出を要する事項および届出期限

	届出項目	法人	個人	提出期限
1	氏名又は名称(屋号・有限・株式・合資の組織変更の場合を含む	●	●	当該変更のあった日から３０日以内
2	住所(登記事項証明書に記載されている本店の所在地)	●	●	
3	事業所の名称又は住所(当該給水区域で給水装置工事を行う事業所)	●	●	
4	代表者の氏名(登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名)	●		
5	役員の氏名	●		
6	給水装置工事主任技術者の氏名・主任技術者免状の交付番号	●	●	

（3）届出書の記載に係る注意事項

①　日付は届出書を提出する日を記載してください。

②　「変更に係る事項」は、表の 1～6 となります。

③　「変更前」は、変更前の内容を記載してください。

④　「変更後」は、変更後の内容を記載してください。

⑤　「変更年月日」は、変更事項の生じた日「登記日」を記載してください。

⑥　届け出ている役員が退任のみの場合、誓約書の提出は必要ありません。
⑦　給水装置工事主任技術者の氏名の変更の場合で、選任している主任技術者が改名した場合（結婚や養子縁組等）に届け出てください。また、別の人物との変更は、届出書が必要です。（解任及び選任の２通要）
⑧　事業者の氏名の変更の場合で、指定事業者本人が改名した場合（結婚や養子縁組等）に届け出てください。なお、「個人事業者」から「法人事業者へ変更になる場合や親族関係の業務継承（代理権の移動は含まない）は別会社となると解しますので、旧事業者の廃止届を提出の後、新たに新事業者の指定申請をしてください。

３　指定給水装置工事事業者の廃止、休止、再開の届出

３　廃止、休止、再開における届出について（法第２５条の７、施行規則第３５条）

指定工事事業者は、「給水装置工事の事業を廃止又は休止したとき、事業を再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない」と定めています。

（１）廃止、休止、再開の届出手続き（施行規則第３５条、事業者規則第７条）

【届出に必要なもの】

■届出書	
1	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書　（施行規則様式第１１）
※　廃止及び休止を届け出る場合は、指定工事事業者証は指定を受けている水道事業者へ返納します。	

（２）廃止、休止、再開の届出事項及び提出期限

1	廃止の届出 （事業を廃止したとき）	事業を廃止した日から３０日以内に届け出。 （指定工事事業者証を返納してください）
2	休止の届出 （事業を休止したとき）	事業を休止した日から３０日以内に届け出。 （指定工事事業者証を返納してください）
3	事業の再開 （事業を再開したとき）	事業を再開した日から１０日以内に届け出。 （預けた指定工事事業者証を返してもらう）

（３）届出に際しての注意事項

① 廃止の届出をした場合、再び給水区域内での給水装置工事の事業を行う場合には、新規の申請をする必要があります。

② 法人、個人を問わず指定の継承（個人の代表者の変更、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など）はできませんので、「廃止の届出書」を提出し、新規に指定を受けなおしてください。

４ 指定給水装置工事事業者の指定の更新

４－１ 指定給水装置工事事業者の指定の更新とは？（法第２５条の３の２）

これまでの制度では、指定給水装置工事事業者の事業に関して、名称や所在地等の変更があった場合の届出や、事業の廃止、休止、再開の届出について規程されておりましたが、届出がない場合、指定給水装置工事事業者の事業実態の把握ができず、所在不明な事業者が存在するなどといった課題がありました。こうした、課題に対応するとともに、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、５年ごとの更新制度が導入されました。指定の更新の際には、指定給水装置工事事業者が指定基準に規程されている要件を満たしているかを改めて確認いたします。

４－２ 指定の更新申請について

（１）指定の更新申請

申請期間 ＞ 法改正以降「初回更新までの指定の有効期間」は、指定給水装置工事事業者ごとに有効期間が違いますのでご確認ください。それ以降は指定証に有効期間が記載されますので期間が超過する前に申請してください。

受付場所 ＞ 越生町水道課

受付時間 ＞ ８：３０～１２：００、１３：００～１７：１５
（土日、休日、年末年始を除く）

更新年月日及び指定証の交付 ＞ 詳しい日程は、水道課窓口にてご確認ください。

（２）指定の更新申請する事項（法第２５条の２を準用、事業者規則第５条の２）

① 「１ 新規に指定を申請するみなさまへ（２）申請する事項」を参照してください。

（３）指定の更新基準（法第２５条の３を準用、事業者規則第５条の２）

① 「１　新規に指定を申請するみなさまへ（３）申請の基準」を参照してください。

（４）指定の更新を受けるための手続き（法第２５条の２を準用、施行規則第１８条から２２条を準用、事業者規則第５条の２）

【申請に必要なもの】

■申請書類	
1	指定給水装置工事事業者指定申請書（施行規則様式第１）
2	機械器具調書（施行規則別表）
3	誓約書（施行規則様式第２）

※　訂正箇所が発生した場合は、修正液を使用せず、二重線を引き必ず訂正印を押印してください。

■提出する書類（添付書類）各１部		
1	法人の場合は登記事項証明書､個人の場合は住民票の写し	原本、発行日から３ヶ月以内のもの
2	法人の場合は定款の写し	直近のもの 「原本の写しに相違ない旨の原本証明」をしてください。
3	選任される給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの	様式第１に記載した方、全員の分の免状又は技術者証の写しを添付してください。

※　訂正箇所が発生した場合は、修正液を使用せず、二重線を引き必ず訂正印を押印してください。

【町が確認する項目】

■指定更新時に確認する内容（別紙１）	
1	指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
2	指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
3	給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
4	適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

※　訂正箇所が発生した場合は、修正液を使用せず、二重線を引き必ず訂正印を押印してください。

■返納する書類	
1	（旧）指定給水装置工事事業者証

申請書類に必要事項を記入のうえ、提出書類を添えて申請してください。
訂正箇所が発生した場合は、修正液を使用せず、二重線を引き必ず訂正印を押印してください。

（５）指定の更新までのながれ

申請書の提出　＞　水道法、事業者規則に基づき水道課へ申請します。
審　　査　＞　指定の更新基準を満たしているか、書類に不備はないかを審査します。
手数料の納付　＞　指定給水装置工事事業者更新申請手数料を納入します。
１０，０００円（指定証交付時に納入）
指定の更新　＞　更新申請手数料を納入し、更新要件を満たしていれば、指定更新されます。
指定証書の交付　＞　指定証を受けとります。
公　　告　＞　水道課が指定工事事業者として指定更新されたことを公告します。（事業者規則第１０条）

■　指定の更新申請についてのイメージ

「１　新規に指定を申請するみなさまへ　指定の申請についてのイメージ」と同様の流れになります。

（６）指定の更新までのながれ

①　《申請書》、《機械器具調書》、《誓約書》は、「１　新規に指定を申請するみなさまへ（６）指定までのながれ」を参照してください。

《指定更新時確認事項》

①　指名又は名称、郵便番号、住所、代表者氏名及び電話番号を記載してください。
②　「指定給水装置工事事業者講習会の受講実績」が未受講の場合にはその理由を記載してください。
③　「指定給水装置工事事業者の業務内容」について
ア　「休業日、営業時間」は、夜間、休日等の修繕対応時間なども記載してください。
イ　「漏水等修繕対応の可否」は、漏水修繕対応の可否や、その他の欄

を利用して夜間･休日等の対応についても該当があれば記載してください。

ウ　「その他」は、緊急時の連絡先などを記載してください。

エ　「公表が不可の場合」は、非公表を希望としてホームページ等への掲載はいたしません。

⑤　「給水装置工事主任技術者等の研修受講実績」について

ア　「研修会名、実施団体」は、ｅラーニング、現地研修会で実施した場合は、記載してください。修了証や修了年月日が明示されているもの（主任技術者証）の写しなどで確認いたしますので、受講を証明する書類（受講者証）の写しを添付してください。

また、自社研修を実施した場合は、その旨を記載してください。

イ　「公表が可の場合」は、公表を可能としていることからホームページ等への掲載をいたします。

⑥　「過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況」について

ア　「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、チェック欄にレ点を入れてください。

イ　「技能を有するものの指名」欄は、雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記載してください。

ウ　「資格等を有しているか」欄は、資格を有していなくても、経験を有していれば記載してください。

エ　「保有資格等」は、①から④の下線部で記載してください。また、資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

オ　「公表が不可の場合」は、非公表を希望としてホームページ等への掲載はいたしません。

（７）指定の更新申請に際しての注意事項

①　有効期間内に更新申請をしなかった場合は、指定が失効されます。

なお、再度指定給水装置工事事業者として給水装置工事を施行する場合には、改めて新規の指定を申請しなければなりません。また、やむを得ない事情（入院、海外赴任等）があった場合でも同様の取扱いとなりますので、ご注意ください。